

基本計画

- 第1章 新しい活力を創造するまち
(産業)
- 第2章 生き生きと学び、心豊かな人を育むまち
(教育・文化・スポーツ)
- 第3章 生きがいとやさしさを実感できるまち
(健康・福祉)
- 第4章 快適で住みやすく、愛着を感じるまち
(生活)
- 第5章 利便性が高く、にぎわいを創るまち
(都市基盤)
- 第6章 市民とともに築くまち
(市民参画・行財政)

【解説】

基本計画における「市民意識調査における各施策の満足度と重要度」グラフの見方

基本計画の各章の扉では、総合計画の策定にあたり実施した「市民意識調査」によって得られた各施策の満足度と重要度を指数化し、両者の関係をグラフで図示しています。

このグラフは、数値が高いほど、市民が満足している、または重要だと考えている施策であることを表しており、満足度・重要度によって施策を分類し、施策の方向性や優先度を検討するときに参考として活用するものです。

ただし、たとえ重要度が他の施策よりも低い施策であったとしても、将来を見据えて実施すべきものや本市の地域特性や課題への対応、緊急性を要するものなどについては、個別に慎重な検討を行わなくてはなりません。

■図の見方

満足度が低く、重要度が高い

市民の期待に対して十分対応できていない施策です。市民の満足度を上げるために最も優先して取り組まなければならない可能性があります。

満足度も重要度も高い

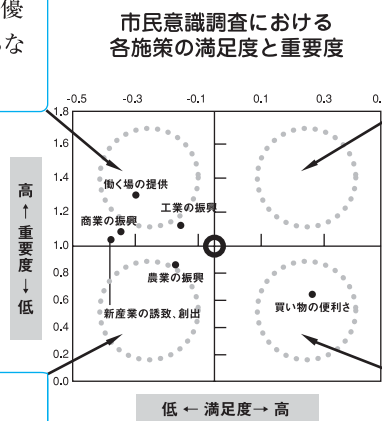
現在の満足度を保つこと、またより良くすることが求められる可能性のある施策です。

満足度も重要度も低い

市民の期待が低いため、必ずしもすぐに対応しなくてもよい可能性のある施策です。

満足度は高いものの、重要度は低い

行政として実施する上で社会的な意義や法律的な義務などは考えなくてはなりません、財政状況によっては見直しを行う可能性のある施策です。



※図の中央 ● は、全回答における全施策のそれぞれの指数の平均値にあたり、満足度では-0.06、重要度では0.98となりました。

□指数の計算方法について

●満足度指数は、「満足」：2点、「ほぼ満足」：1点、「どちらとも言えない」：0点、「やや不満」：-1点、「不満」：-2点として、それぞれを回答した人数をかけ、その施策について回答した人数の合計で割りました。

（例）「工業の振興」について、62人は「満足」、361人は「ほぼ満足」、1,786人は「どちらとも言えない」、465人は「やや不満」、265人は「不満」と回答しました。有効回答者数は3,101人中2,939人でした。この場合、満足度指数は…

$$(62 \times 2 + 361 \times 1 + 1,786 \times 0 + 465 \times -1 + 265 \times -2) \div 2,939 \text{人} \approx 0.18 \text{ となります。}$$

●重要度指数は、「重要」：2点、「まあ重要」：1点、「あまり重要ではない」：-1点、「重要ではない」：-2点として、それぞれを回答した人数をかけ、その施策について回答した人数の合計で割りました。

【第1章】 新しい活力を創造するまち（産業）

【施策体系】

新しい活力を創造するまち

第1節 工業の振興

第2節 商業の振興

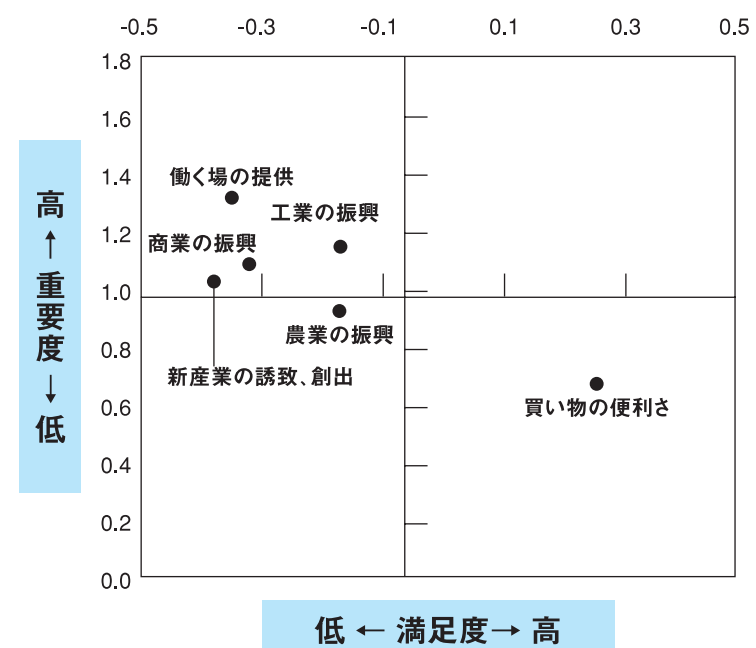
第3節 農業の振興

第4節 観光の振興

第5節 新産業の創出

第6節 就業機会の確保と勤労者福祉の充実

市民意識調査における各施策の満足度と重要度



※グラフの見方は40ページを参照ください。

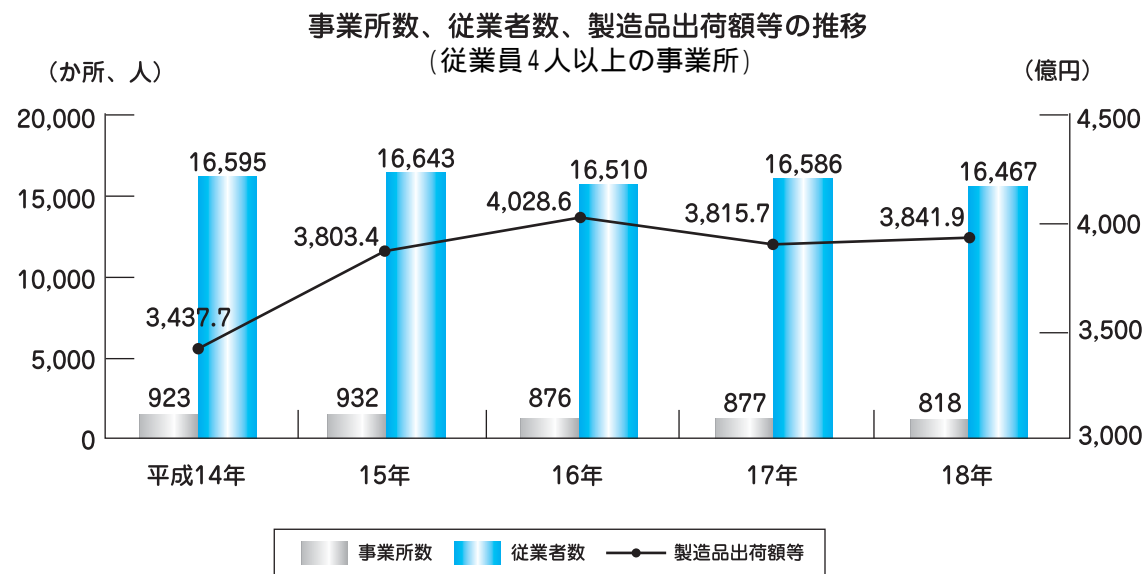
第1節 工業の振興

■ 現況と課題

江戸時代の和釘や鋤起銅器¹を起源に持つ本市の金属加工産業は、ヤスリや煙管²、矢立³へと拡大し、その後ステンレス材料を導入した金属洋食器と金属ハウスウェアは、国際的にも高い評価を得てきました。近年はチタンやマグネシウムなどの新しい素材にもその応用範囲を広げながら、進化を続けています。

しかし、海外、特にアジア諸国との価格競争が激化するなど、産地を取り巻く状況は厳しさを増しており、本市の事業所の大半を占めている中小企業は苦戦を強いられています。そのため、中小企業に対する支援策を充実させるとともに、産学官連携を通じた技術力やデザイン性の向上、市場を見据えた商品の開発などにより産業の付加価値を高め、特色ある産地づくりに向けた支援の充実が必要です。

また、地域産業発展の基本は人材育成にあることから、新規参入のための環境整備、後継者育成などの施策の充実が求められており、地元への若者の定着を図るためにも地域特性を活かした取り組みが必要となっています。



■ 基本方針

- 新たな企業誘致に向けた環境整備や産地産業を支える人材育成を推進します。
- 技術力・デザイン開発力の向上、中小企業の商品開発などのための各種支援・連携策を充実させ、競争力の向上を目指します。

■ 施策の展開

1. 高付加価値化の推進

県央地域地場産業振興センターをはじめとする支援機関、大学などとの産学官連携の強化を通じ、ステンレス加工など既存の技術力の向上および先端加工技術との融合等を図り、製品の高付加価値化を進めるとともに、制度融資などの中小企業に必要とされる支援を行います。

2. 基盤の整備・拡充

企業誘致、新規事業者の進出、地元企業の事業拡大を促進するために、工業団地の整備を進めます。

また、本市の産業に理解を深めるための産業史料館の拡充や効果的活用に努めます。

3. 人材育成の充実

磨き屋一番館を拠点として、金属加工産業の基盤技術である金属研磨業に携わる人材育成を支援するとともに、プレス加工や金型製作、精密板金業などの基盤技術の人材育成についても関係機関や団体との連携を強化します。

また、県央地域地場産業振興センターをはじめとする支援機関との連携強化に努め、ものづくりを支える人材の育成と若者の地元定着の促進を図ります。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
生産技術の高度化	・ステンレス加工技術とチタンやマグネシウムなど先端加工技術の向上と融合による付加価値の高い製品開発への産学官連携支援
工業団地の整備	・企業誘致推進や事業拡大を図る地元企業の受け皿となる工業団地の整備
産業史料館の拡充	・スプーンをはじめとする金属洋食器や金属ハウスウェアの展示充実による産地産業の歴史と変遷の紹介
人材育成の充実	・磨き屋一番館を拠点とする、金属研磨業の後継者の育成、新規開業の促進、技術の高度化の推進 ・地場産業を支える基盤技術の人材育成のための連携強化 ・中小企業大学校三条校や県央地域地場産業振興センターが行う研修受講料の助成

¹鋤起銅器:燕市の伝統的な工芸品のひとつで、一枚の銅版から、鋤やタガネを用いて打ち延ばしたり打ち縮めたりして作成する茶器や花器などのことです。

²煙管:喫煙道具のひとつで、刻み煙草をつめて吸います。

³矢立:筆と墨つぼを組み合わせた携帯用の筆記用具のことです。

第2節 商業の振興

■ 現況と課題

《卸売業》

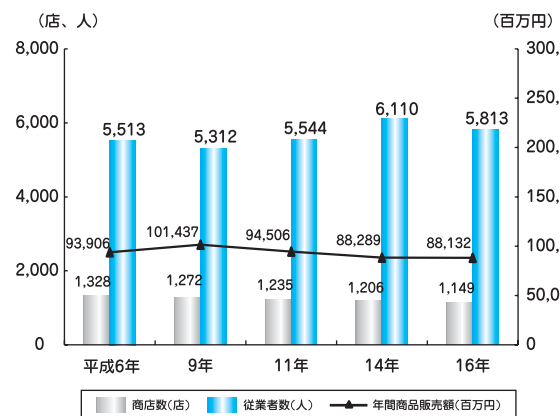
本市の地場産品の物流関係を支えている産地製品卸売業については、消費者ニーズの多様化に伴う少量・多品種・短納期の傾向が強まったことから、在庫スペースの拡大や配送効率の悪化による物流経費の増大をもたらしています。このため、共同集荷や共同発送など統合的な物流管理システムの構築を一層推進するため、関係団体への支援が必要です。

《小売業》

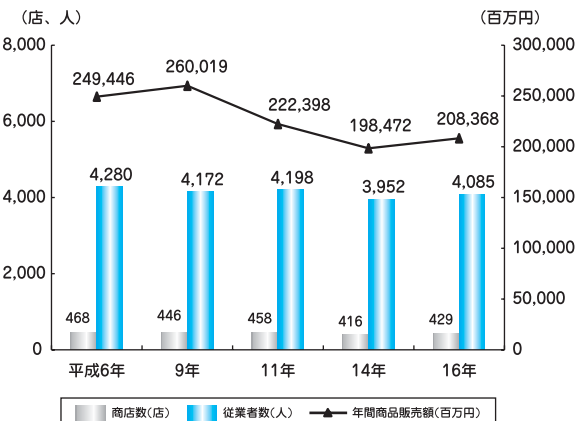
一方、小売業では、車社会の進行などにより、郊外の幹線道路沿いに立地する大型ショッピングセンターなどの集客力が増した結果、全国的に市街地の商店数の減少と既存市街地の衰退傾向が続いています。本市でも、近年、燕三条駅周辺の幹線道路沿いに大型商業施設が数多く立地しており、主要な商業機能は従来の市街地から当該地域に移っているのが現状です。

このため国では、まちづくり三法（中心市街地活性化法⁴、改正都市計画法⁵、大規模小売店舗立地法⁶）の見直しにより、既存市街地の再生を目指しています。本市としても、空き店舗活用事業や地域性の感じられる商業空間の形成など、これまで進めてきた商業振興対策をより一層強化し、地域の消費者に親しまれる商店街づくりや商業活性化に向けた関係団体・事業者への支援が必要です。

小売業の商店数、従業者数、年間商品販売額の推移



卸売業の商店数、従業者数、年間商品販売額の推移



資料：商業統計

⁴中心市街地活性化法:中心市街地における都市機能の増進および経済活力の向上を推進するために、中心市街地の活性化に関する基本理念や国の基本方針を定めた法律です。

⁵改正都市計画法:都市計画法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都市計画の内容、決定手続など都市計画に関して必要な事項を定めた法律で、2006年5月に改正され、大規模集客施設の郊外への出店が大幅に規制されることになりました（2007年11月末に完全施行）。

⁶大規模小売店舗立地法:大規模小売店舗の立地に伴う周辺の生活環境への影響を緩和し、地域社会との融和を図るため、建物を設置する者が配慮すべき事項を定めた法律です。

■ 基本方針

- 産地製品卸売業の物流システムの効率化を支援します。
- 市街地の活性化を進め、魅力ある商業空間を形成します。
- 商工会議所・商工会など関係団体との連携に努め、効果的な支援を推進します。

■ 施策の展開

1. 卸売業への支援（物流システムの効率化の促進）

関係団体が主体となって実施する共同集荷や共同発送のシステム化、情報化の推進、事業の共同化などへの支援により、顧客ニーズの多様化・高度化に的確に対応できる物流システムの効率化を図り、流通のグローバル化への対応を進めます。

2. 小売業への支援（魅力ある商店街の環境整備）

空き店舗対策や商店街のユニバーサルデザイン⁷化、休憩場所の確保などにより商店街の利便性を高め、にぎわいと魅力ある商店街の活性化を進めます。

3. 商業振興に向けた支援の充実

商工会議所や商工会、商店会との連携による誘客イベントの開催や顧客が求める商品・サービス提供の促進など、活性化に取り組む活動を支援します。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
物流システム効率化の促進	・関係団体などの活動支援
商店街の活性化支援	・商店街などによる自主的な活性化事業に対する助成

⁷ユニバーサルデザイン:老若男女といった差異、障がい・能力の如何、文化・言語の違いを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）を言います。

第3節 農業の振興

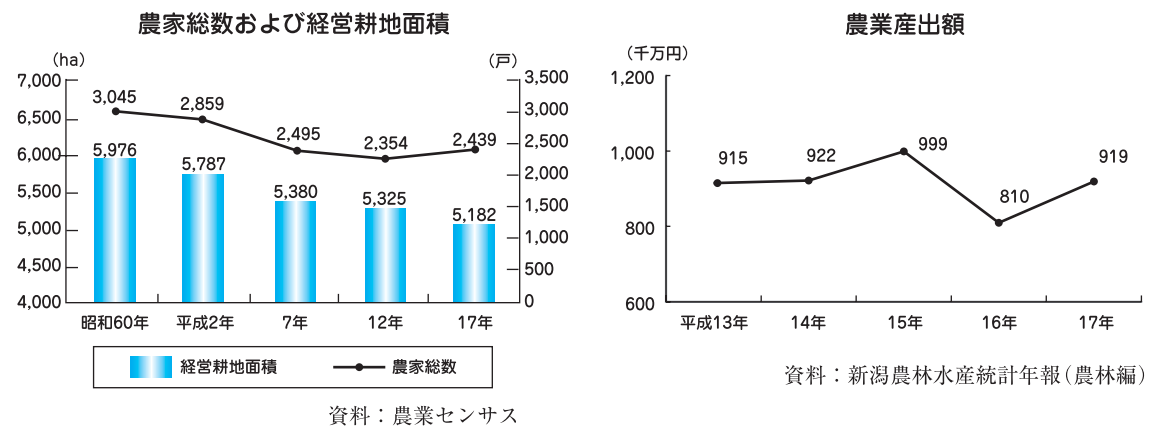
■ 現況と課題

信濃川や中ノ口川などがもたらす肥沃な大地に恵まれた本市には、“米どころ新潟”を支える田園地帯が広がっており、稲作を中心に、果樹や野菜などの生産も行われていますが、近年は後継者不足や農業従事者の高齢化が進展しています。

農業経営形態を見ると、規模拡大を図り専業・自立志向の農業者と、他産業との兼業により小規模で自給的に営む農業者に二極化する傾向にあり、担い手農家への農地集積は、県平均を大幅に上回る割合で進んでいます。しかし、農産物の価格下落などの影響を受け、自立志向の農業者でさえ農業経営が成り立つ水準に到達している農業者は未だ少ない状況です。特に、稲作については、米消費量の低迷による米価の下落傾向が続いた結果、農業粗生産額は減少傾向にあり、米を基幹作物としてきた農業政策の抜本的な見直しを迫られる状況になっています。

今後は、担い手の育成に積極的に取り組みながら、農業経営の効率化、安全で安心な農産物の安定供給を図り、消費者ニーズに合った農産物の開発などを通して、産業の高付加価値化を進め、“職業としての農業”をより魅力あるものにしていくとともに、近年注目されている食育⁸、食農⁹、地産地消の動きに対応し、地域産品への理解を深める施策の充実や販路拡大が求められています。

また、集落機能の低下に歯止めをかけるため、農業の持つ多面的機能¹⁰を維持・増進させる取り組みが必要です。



■ 基本方針

- 明日の農業を担う意欲ある農業経営者（担い手）の育成に努めます。
- 農業の生産性の向上と省力化に向けた生産基盤の整備を推進します。
- 高付加価値の農作物・農産加工品づくりに向けた支援を行うとともに、生産者と消費者の交流と販路拡大を促進します。

⁸食育：様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう教育することを言います。

⁹食農：「食」を支える農林漁業について、学び体験することで、食生活の成り立ちや、それを支える人々の活動への理解を深めることを言います。

¹⁰農業の持つ多面的機能：農業生産による農産物の供給機能の他に農地は、良好な農村景観形成、水源の確保、豪雨時の貯水機能、水生動植物の生息環境保全、文化の伝承などの多面にわたる機能を有しています。

■ 施策の展開

1. 人材育成の充実

担い手の育成に向けた施策を充実させるとともに、事業性の高い農業経営を希望する農家に対しては、認定農業者制度¹¹の活用、生産組織・法人の設立を促進し、営農体系の確立を目指します。

2. 基盤の整備・充実

ほ場や農道、農業用排水路の整備などを通じて農業の生産性の向上と省力化に努めるとともに、農業の持つ多面的機能の発揮と環境に配慮した基盤整備や農村地域の生活環境の整備を図ります。

3. 魅力ある農産物の生産拡大

農業を米づくりだけに頼らない自立した産業として育成し、農業経営の安定を促進するため、担い手農家の複合営農を推進します。

付加価値が高く、消費者ニーズをとらえた農産物づくりや特色ある製品のブランド化を積極的に支援するとともに、農業経営の組織化・企業化を促進するなど、産業としての農業の合理化を推進します。

4. 地産地消と販路開拓の推進

地元農産物の直売施設の整備や食育、食農、地産地消などを通じ、地元農業への信頼を高め、消費拡大につなげるとともに、関連する機関・団体などとの連携による販路拡大を支援します。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
担い手育成支援の充実	・燕市担い手育成総合支援協議会を中心とした認定農業者の育成支援と法人化などを視野に入れた足腰の強い農業経営の構築
農業生産基盤整備の推進	・ほ場整備事業や農村振興総合整備事業（むらづくり交付金）の推進 ・農地・水・環境保全向上対策 ¹² などの参加取り組みの推進 ・豊かな農村環境を保全し、それを活用した都市交流事業の拡充を目指した農業の持つ多面的機能の発揮
特色ある農産物の開発	・消費者ニーズの把握と地域特産農産物のブランド化に向けた品質向上、作付け拡大 ・環境保全型農業 ¹³ の取り組み推進 ・農産加工品の開発と販売促進

¹¹認定農業者制度：市町村が、農業者（または農業を営もうとする者）が作成した農業経営改善計画書（5年後の農業経営の目標）の認定を行い、計画の実現のために支援を行う制度を言います。

¹²農地・水・環境保全向上対策：農地・農業用排水などの資源および農村環境が将来にわたり良好な状態で保全管理され、その質的向上が図られるよう地域が創意工夫し、実情に合わせて農業者だけでなく自治会などの多様な住民の参画が得られ、地域ぐるみでの維持管理が継続されるような活動に対して行う支援を言います。

¹³環境保全型農業：農業の持つ循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を行うことです。

第4節 観光の振興

■ 現況と課題

本市の燕地区には、全国的に有名な主要産業である金属洋食器、金属ハウスウェアおよび伝統工芸品産業である鋳起銅器などの買物を目的とした物産観光が定着しています。一方、分水地区には、国内最初の国定公園の1つである佐渡弥彦米山国定公園に指定されている国上山と大河津分水があります。国上山周辺には道の駅などが整備され、良寛ゆかりの史跡をはじめとする歴史文化や豊かな里山の自然を求めて多くの観光客が訪れ、大河津分水路周辺には国内有数の桜並木や大河津分水公園など、雄大な河川環境が整備されています。また、市内各地には、産業史料館・長善館史料館・良寛史料館・信濃川大河津資料館の4つの個性ある施設や観光物産施設などが整備されていますが、震災による風評被害の影響も受けて入込み客数は減少傾向にあるのが現状です。

近年の観光は、通過型・団体型の物見遊山的な観光から、地域の自然・生活文化・人とのふれあいを求める体験型・交流型・個人型観光へと転換してきていることから、今後は、合併により得られた市内の多様な観光資源を効果的に連携させ、さらに周辺市町村との広域観光も推進しながら、多様化・高度化している旅行者のニーズに対応していくことが必要です。

そのため、観光関係団体との連携を強化して、分水おいらん道中・くがみ山酒吞童子行列・燕青空即売会などのイベントの充実、農業や製造業などのものづくりとの連携、地域の人々との触れ合いや地域の文化を体験できる観光施策の提供などにより、本市のホスピタリティ（もてなしの心）を体感できるまちを目指していくことが求められています。

目的別観光入込客数の推移

(人)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
温泉	72,510	71,360	79,170	87,600	98,320
自然景観	178,000	110,500	169,140	187,220	147,930
名所・旧跡	113,020	132,260	93,750	82,350	89,570
文化施設	14,240	14,110	11,480	12,030	11,280
産業観光	241,000	246,700	165,500	194,500	184,740
まつり・イベント	374,000	372,500	267,500	317,300	293,000
その他	25,130	58,760	42,620	53,960	75,190
合計	1,017,900	1,006,190	829,160	934,960	900,030

出発地別観光入込客数の推移

(人)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
県内	641,300	646,310	534,690	670,630	643,120
県外計	376,600	359,880	294,470	264,330	256,910
北海道	3,190	3,430	2,040	2,150	980
東北	27,720	28,300	19,680	28,040	25,390
北陸	32,580	33,960	14,860	8,740	11,260
関東	246,300	203,650	188,110	161,230	172,520
中部	32,590	44,050	38,540	30,740	36,910
近畿	19,800	26,200	19,350	21,660	3,430
九州	12,130	12,860	4,120	4,040	4,160
外国人	2,290	7,430	7,770	7,730	2,260
合計	1,017,900	1,006,190	829,160	934,960	900,030

資料：新潟県観光動態の概要

■ 基本方針

- 観光関連施設やイベントなどの多様な観光資源の連携を図り、多彩な魅力を持つ本市の周遊性を高めます。
- 農業や製造業との連携などにより、地域の文化を体験できる体験型・交流型観光の提供に努めるとともに、情報発信の充実を図ります。

■ 施策の展開

1. 観光資源の連携と活用

物産観光、自然観光などの各地区の観光資源の連携を強化するとともに、良寛ゆかりの史跡など、地域の歴史文化の活用を図ります。また、市内外の観光関連施設やイベントを効果的に結びつけた体験型・交流型観光を推進し、ものづくりや既存産業を活用した観光特産品などの開発支援に努めます。

2. 集客イベントの充実

観光関係団体などとの連携により、分水おいらん道中、くがみ山酒吞童子行列、燕青空即売会、夏まつりなどの各地区で行われているイベントを支援し、誘客の増加に努めます。

3. 観光情報の発信

周辺市町村や観光関係団体などとの連携により、観光パンフレット、ポスターやインターネットをはじめ、各種マスコミを活用した効果的な情報発信、誘客宣伝に努めます。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
既存資源を活用した観光事業の充実	・商工団体などとの連携による地域特産品の研究・開発支援や体験イベントなどの開催
集客イベントの充実	・既存イベントの内容の充実と参加型観光の推進 ・道の駅「国上」（ふれあい交流センター）などを活用した体験型・交流型観光の推進

第5節 新産業の創出

■ 現況と課題

本市の基幹産業である金属加工産業は、アジア諸国との価格競争の激化、またステンレス材の国際的な高騰などにより厳しい状況が続いています。

このような状況を踏まえ、県央地域地場産業振興センターをはじめとする支援機関との連携のもと、受け継がれている高度な金属加工技術を活かした、付加価値の高い、国際競争力のある新たな産業が求められています。

新素材としてのチタンやマグネシウム合金については、加工技術に一定の成果が見られ、将来性の高い分野であるものの、材料価格や供給量、市場開拓など、今後の事業拡大に向けた課題も多く、今後とも支援が必要です。

また、新たな起業をはじめ、「第二創業¹⁴」といわれる新たな事業展開などを目指す事業者や若手後継者への支援、および新たな技術力やデザイン開発力向上のための産学官連携への支援も必要です。

さらに、地域特性を活かした農業と工業、商業の交流と連携による、従来になかった「第6次産業¹⁵」の創出や新たな産業導入のための企業誘致についても積極的な姿勢が求められています。

■ 基本方針

- 農業と工業、商業の連携を促進し、新たなビジネスチャンス(商機)の創出に努めます。
- 新たな産業の構築のために、企業誘致を推進します。
- 県央地域地場産業振興センターの機能と設備の充実・高度化・リニューアル(刷新)を図り、連携して効果的な支援事業を推進します。



！ ¹⁴第二創業:すでに本業を営んでいる既存企業が創業時の事業とは異なった事業を展開すること、または時代の変化に合わせて本業とは異なった市場もしくは商品(製品)・サービス・技術を新たに開発すること、あるいは既存事業の構造を見直し再構築による底上げのための計画の具体化を図ることです。

¹⁵第6次産業:農畜産物の生産(第1次産業)だけでなく、食品加工(第2次産業)、流通・販売(第3次産業)にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、農業を活性化させようということです。例えば、農業のブランド化、消費者への直接販売、飲食施設の経営などが挙げられます。「第6次産業」という名称は、農業本来の第1次産業だけでなく、他の第2次・第3次産業を取り込むことから、1、2、3を足し算する(または掛け算する)と「6」になることを表した造語です。

■ 施策の展開

1. 起業および第二創業への支援

新分野などへの進出を図る起業および第二創業を目指す人たちに対する技術開発や販路開拓などの支援体制を整備します。

2. 新分野への展開

産業間連携を強化し、各産業が有している強みを活かすことにより、既存の技術や事業分野の枠にとらわれない新分野の創造を支援するとともに、高い技術力と産地イメージの向上を結びつけた効果的な情報発信、販路拡大を推進します。

3. 企業誘致の推進

企業立地を促進する優遇策などの充実を図り、本市の地理的特性、産業特性にあった企業の誘致を促進します。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
起業および第二創業への支援	・関係機関や団体などとの連携による場所の提供や関係する助成制度の充実
新分野・新ビジネスの創出	・異業種間の連携による第6次産業の創出など、地域特性を活かした独創的なビジネスモデル(産業形態)の支援
企業誘致の推進	・企業誘致制度の充実および受け皿の整備

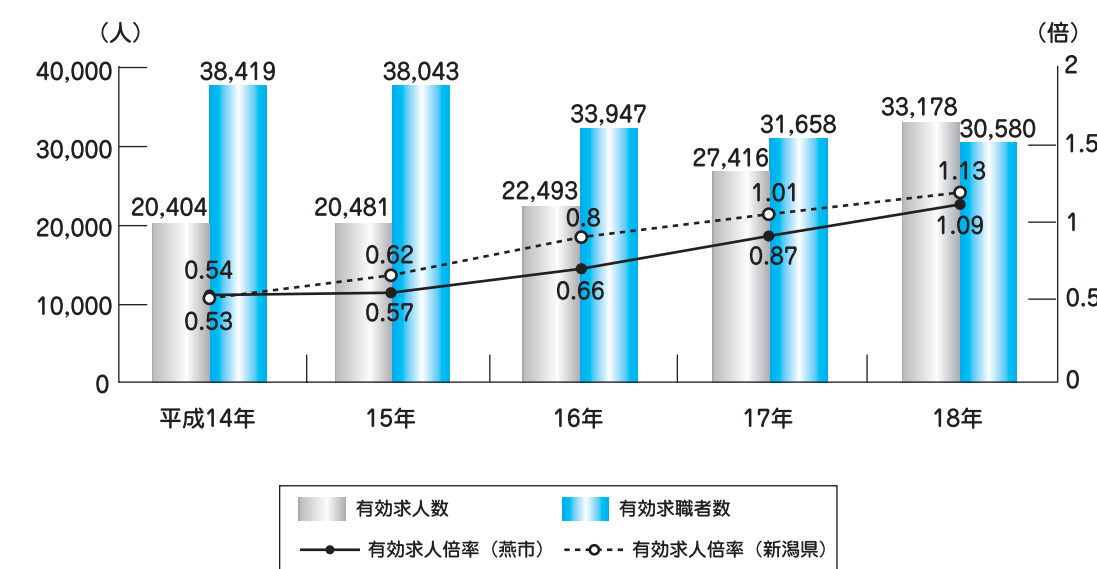
第6節 就業機会の確保と勤労者福祉の充実

■ 現況と課題

近年、長引く不況からようやく抜け出したわが国の雇用状況は好転しつつあるものの、本市においてはその歩みは必ずしも順調ではありません。このため、就労を希望する人たちのニーズに応えられるよう、能力開発に対する支援を行うとともに、各種情報を提供するなどの支援が求められています。

また、雇用形態は、正社員だけではなく、派遣社員やパートタイム労働者など、多様化・柔軟化が進んでいます。さらに、勤労者も、定年退職した団塊の世代が重要な労働力として活用される傾向も生まれつつあるなど、多様化が進んでいます。こうした中で、本市の事業所の大半を占める中小の事業所で働く人たちの福祉の充実が図られるよう、事業所に対して勤労者福祉の改善を働きかけていくことが求められています。

有効求人・有効求職および有効求人倍率の推移



資料：最近の雇用情勢（ハローワーク巻）

■ 基本方針

- 事業所に対し、雇用促進や勤労者福祉の充実を働きかけます。
- 勤労者福祉に資する健康管理事業や余暇活動、相談事業など、各種施策の充実を推進します。

■ 施策の展開

1. 就労の促進

関係機関と連携して、高度技能の継承や就労を希望する人たちに対する情報の提供や相談体制を充実し、就労環境の改善を目指します。中でも、障がい者や女性、定年退職者、U・J・Iターン¹⁶希望者などが円滑に働く場を見つけられるように支援を行います。

2. 労働福祉安全対策の充実

関係機関と連携して労働環境に関する相談体制を充実させるとともに、事業所に対して安全衛生対策の徹底、女性が働きやすい労働環境の改善などの啓発活動を行います。

3. 福利厚生の充実

燕・西蒲勤労者福祉サービスセンターへの加入促進を支援し、労働者の福利厚生を充実させます。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
就労の支援 （相談、情報提供）	・関係機関の各種事業や必要な情報の周知
事業所への啓発活動	・市広報紙や関係機関の会報などを通じた、障がい者や女性、高齢者などの雇用促進と労働環境整備についての啓発活動の実施
福利厚生 of 充実	・燕・西蒲勤労者福祉サービスセンターが行う加入促進活動、福利厚生事業の支援

¹⁶U・J・Iターン：都市部へ移住した地方出身者が再び出身地へ戻ることをUターン、出身地までは戻らず途中の地域に移住することをJターン、出身地方面とは全く異なる地域に移住することをIターンと言います。